

## 第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画委託 企画提案募集要項

### 1 業務名

第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画委託

### 2 委託業務内容

「第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画委託企画提案仕様書」に記載したとおり。

### 3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1企業（団体）を委託予定事業者として決定し、業務を委託する。

### 4 応募資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 5 応募方法等

- (1) 応募期限 令和6年12月17日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 応募方法 持参または郵送（FAX、メールでの応募は不可）
- (3) 提出物 企画提案書一式（正本1部、副本9部）（様式第1号のみ1部）  
企画提案書の電子データの入ったUSBメモリ  
※「7 提案書作成上の注意」に沿って作成すること。
- (4) 提出先 千葉県 総務部 市町村課 選挙班（千葉県選挙管理委員会）  
「第22回千葉県知事選挙に係る啓発総合企画委託」  
担当宛て  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
電話 043-223-2142

## 6 質問の受付

本件に関する質問については、以下のとおり受け付ける。

ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 12月6日(金)午後5時到着分まで
- (2) 受付方法 メールにて受け付ける。送信後、電話で到達確認をすること。
- (3) 送付先 千葉県 総務部 市町村課 選挙班 (千葉県選挙管理委員会)  
メール [senkyo01@pref.chiba.lg.jp](mailto:senkyo01@pref.chiba.lg.jp)  
電話 043-223-2142

## 7 提案書作成上の注意

以下、企画提案書一式について作成、提出する。

企画提案者番号欄は記載不要。

### (1) 企画提案書一式

#### ①企画提案書(様式第1号)

#### ②企画提案概要説明書(様式第2号)

- ・本様式以外に添付したい資料等があれば、用紙は全てA4判(A3判の用紙を使用する場合は、A4判に折って綴じる)とすること。

#### ③制作スケジュール(様式第3号)

- ・令和7年1月10日(金)を契約日と仮定した場合の、各業務のスケジュールを記載すること。

#### ④経費見積書(様式第4号)

- ・本業務に関する全ての費用を算定・計上すること。
- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載すること。
- ・積算内訳については、全ての経費について項目別に詳細に記載すること。

#### ⑤企業(団体)概要(様式第5号)

- ・過去における類似業務実績については、業務概要、成果等をできるだけ詳細に記載すること。また、県からの受注業務に限定されないこととし、概ね5年以内のもので5点以内とすること。

#### ⑥業務実施体制(様式第6号)

- ・本業務にかかわる実施体制や人数を漏れなく記載すること。
- ・役割、経験年数、過去の主な実績等を記載すること。
- ・氏名は記載しないこと。

### (2) 提出部数

#### ①については1部

#### ②～⑥については正本1部、副本9部(番号順に並べ、左上綴じで提出)

また、電子データをUSBメモリで提出すること。

提出のあったUSBメモリは選考委員会の当日に返却する。

## 8 審査・選考方法

(1) 選考委員会において企画提案書一式による書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答等による審査を行い、最優秀提案の選定を行う。

なお、応募数が5件以上の場合、事務局（千葉県選挙管理委員会）で事前に下記（3）の審査基準に基づき書類選考を行う。

(2) 選考委員会におけるプレゼンテーション・質疑応答等は、応募書類のみで行うものとする。

なお、選考委員会開催日時等の詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査に当たっては、以下の評価基準により総合的に評価する。

### ① 企画提案内容

- ・ 県民に対して広く発信し、広告を見られたり、情報に触れるための創意工夫がなされているか。
- ・ 県民の目を引き、情報がわかりやすく盛り込まれたデザインとなっているか。
- ・ 若年層をターゲットにし、投票率向上のための創意工夫がなされているか。
- ・ 若年層対策として、本県において新たに実施する内容か。
- ・ 特定の候補者や政党等を想起させると疑われるような表現が含まれていないか。

### ② 業務遂行能力

- ・ 業務を円滑に実施するための体制を有しているか。
- ・ 工程及び作業内容が明確に示されているか。
- ・ 業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。
- ・ 類似業務の経験があるか（又は経験がない場合確実な運営を裏付ける提案があるか）。
- ・ 広告業務に関するネットワークやノウハウを有しているか。

### ③ 経費の妥当性

- ・ 広告掲載先の増加や効果的な媒体の利用など、従来、県が行った選挙時啓発よりも費用対効果を高められるものとなっているか。
- ・ 所要経費・算定根拠が明確に示されていて、積算は適正な内容であるか。

(4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知する。

## 9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

- (4) 企画提案募集に対して、自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 経費見積書（様式第4号）の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、または金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 上に掲げるものの他、特定の候補者や政党等に明らかに有利・不利となっている等、企画提案の内容が県の主旨から逸脱しており、県が無効であると判断したとき。

## 10 委託契約

上記 8 により選定した最優秀提案を行った者を委託予定事業者とし、委託予定事業者を対象に、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (1) 契約期間

契約締結日から第 2 2 回千葉県知事選挙の投票日翌日まで

### (2) 契約に当たっての主な留意事項

- ①契約に当たっては、契約書を作成し、各 1 通を保有する。
- ②提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。
- ③提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については委託先候補と協議の上、県が作成する。）
- ④契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。  
なお、契約保証金は免除する場合がある。
- ⑤業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託は、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。

### (3) 委託料の支払い

- ①委託料の上限は、35,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
- ②委託料の支払いは、すべての業務履行後とする。

## 11 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 別途示した業務について、各業務の事業費の大小は問わないが、いずれの事業も必ず実施すること。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等について、必要に応じ企画提案者から聞き取りを行う。
- (5) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合がある。

- (6) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (7) 本契約により制作された制作物の著作権（著作権法第27条、第28条を含む）は全て千葉県に無償で譲渡する。また、著作者人格権は行使しないものとする。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。